

## 【契約書別紙①】

### 訪問介護 重要事項説明書

#### 1. 法人・事業所の概要

##### (1) 法人の概要

法人の名称	医療法人研医会 田辺中央病院
法人の所在地	和歌山県田辺市宝来町 24-1
代表者	理事長 前田 章
設立年月日	昭和 44 年 2 月 17 日
電話番号	0739-24-5333

##### (2) 事業所の概要

事業所名	和歌山すみれ訪問介護ステーション
事業者番号	3070113224
事業所の所在地	和歌山県和歌山市栗栖 6-18
管理者	三宅 裕子
電話番号	073-499-8494

#### 2. 事業の実施地域及び営業の時間

(1) 通常の事業の実施地域 和歌山市・海南市・岩出市・紀の川市

(2) 営業日及び営業時間 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 (但し 12 月 30 日～1 月 3 日を除く。やむを得ない場合については対応を検討します。)

#### 3. 職員の体制

管理者：1名 サービス提供責任者：2名以上

訪問介護員：4名以上

#### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第 4 条)

＜サービスの概要＞

- ① 身体介護 (入浴・清拭、排泄、食事、更衣、体位変換、通院・外出等にかかる援助)
- ② 生活援助 (調理、洗濯、掃除、買物等にかかる援助)

＜利用料＞ 介護保険の介護給付費の算定に準ずる

【契約書別紙②】に記載

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

### ①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護

身体介護・生活援助とも、介護保険で定める給付費の10割負担となります。

また、定期的な介護保険外サービスをご利用される場合は、別途、自費サービスでのご提供も可能となっています。(契約は別途、必要)

### ②交通費

訪問介護員が、買い物や通院介助、薬の受け取り等で公共交通機関を利用する場合の費用

### ③サービス提供にかかるその他の費用

電気・ガス・水道・電話代など、サービス実施のためにかかる費用

## (3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第6条)

毎月、前月分の利用料を一括で請求しますので、サービス利用時等に現金又は口座振替でお支払いください。振り込みをご希望の場合は、下記口座にお振込みください。(振込確認後、領収書発行)

【口座】 紀陽銀行 田辺支店 普通預金 1473370

【名義】 医療法人研医会田辺中央病院

## (4) 利用の中止 (契約書第7条)

○サービスの利用を中止又は変更される場合は、利用予定日の前日までに連絡をください。

○中止の申し出がなく、訪問介護員が訪問して不在だった場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただくことがあります。

訪問介護員が予定通り訪問し、不在の場合	当該予定サービス料の10割
---------------------	---------------

## 5. サービスの利用に関する留意事項

### (1) 訪問介護員の交替

訪問介護員の交替を利用者が希望する場合、あるいは事業所の都合で交替する場合ともに、双方の話し合いによって決定することとします。なお、特定の訪問介護員の固定だけは確約できませんので、ご了承ください。

### (2) サービス実施時の留意事項

訪問介護員が行うサービスに関する指示・命令は、事業所が行います。ご希望等がございましたら、事業所へご相談ください。

### (3) サービス内容の変更

サービス利用当日に、体調不良等の理由で予定されていたサービスの実施が出来ない場合は、サービス内容の変更等を行います。その場合は、変更に応じたサービス料金を請求します。

#### (4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 利用者・家族からの金銭や物品等の授受
- ② 家族等に対するサービス提供
- ③ 利用者・家族に対する宗教活動、政治活動、営利活動等の迷惑行為

### 6. 身体拘束及び虐待防止等に関する事項

#### <身体拘束等の禁止>

- (1) 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない事としています。
- (2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
  - ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催と、その結果について、従業者への周知徹底
  - ②身体拘束等の適正化のための指針の整備
  - ③従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施

#### <虐待防止等に関する事項>

- (1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - ①虐待防止に関する担当者の選定及び設置
  - ②成年後見制度の利用支援
  - ③苦情解決体制の整備
  - ④従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修実施
  - ⑤虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）設置
  - ⑥委員会の定期的な開催と、その結果について従業者への周知徹底
  - ⑦虐待の防止のための指針の整備
  - ⑧当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合の速やかな市町村等への通報

虐待防止に関する担当者	三宅 裕子
-------------	-------

- (2) 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

## 7. 苦情・相談窓口

### (1) 当事業所の苦情・相談窓口

○苦情受付窓口 TEL: 073-499-8494 担当者: 三宅 裕子

### (2) 行政機関等の苦情・相談窓口

和歌山市役所介護保険課	TEL 073-435-1190
和歌山県国民健康保険団体連合会	TEL 073-427-4678
和歌山県社会福祉協議会	TEL 073-435-5222

## 8. 緊急時・事故発生時の対応方法

利用者に対するサービスの提供により、緊急時や事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

主治医	医療機関		
	氏名		
	電話番号		
ご家族	氏名		続柄
	電話番号		

当事業所の受付について

○受付窓口 (担当者) サービス提供責任者: 毛見 直美

TEL: 073-499-8494

○受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

## 9. その他

○要介護認定の申請前や申請後で要介護認定前のサービス利用について

- ・要介護認定の申請前、または申請後で要介護認定前にサービス提供を行った場合には、要介護認定後に行う居宅サービス計画書（ケアプラン又は支援ケアプラン）の見直しを踏まえ、訪問介護計画書及び介護予防訪問介護計画書の見直しを行います。
- ・介護認定の結果、自立（非該当）となった場合や、認定前に提供されたサービス内容が認定後の支給限度額を上回った場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額をご負担いただきます。

○第三者評価実施

- ・第三者評価は、実施していない。

令和 年 月 日

指定訪問介護サービス又は指定介護予防訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

和歌山すみれ訪問介護ステーション

<説明者氏名>

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービス又は指定介護予防訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

<利用者氏名>

印

<代筆者氏名>

続柄

<代理人氏名>

印